

名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門利用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門（以下「分析機器部門」という。）の教育研究用機器（以下「機器」という。）の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 分析機器部門を利用することのできる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）、医学部及び医学部附属病院の職員、学生及び研究生又はこれに準ずると分析機器部門長（以下「部門長」という。）が認めた者（以下「学部内利用者」という。）

二 前号以外の名古屋大学（以下「本学」という。）の職員、学生及び研究生又はこれに準ずると部門長が認めた者（以下「他学部利用者」という。）

三 岐阜大学に属する職員、学生及び研究生又はこれに準ずると部門長が認めた者（以下「岐阜大学利用者」という。）

四 次のいずれかに該当する東海国立大学機構以外の他の機関に属する者（以下「機構外利用者」という。）

イ 教育研究機関（民間の研究機関を含む。）又は医療機関の職員のうち部門長が適当と認めた者

ロ その他特に部門長が適当と認めた者

(利用の制限)

第3条 分析機器部門の利用は、当該利用が教育、研究又は診療を目的とする場合に限る。

2 利用においては、学部内利用者及び他学部利用者を優先とし、部門長は、それ以外の利用者の利用を制限することができる。

3 前項のほか、部門長は、必要と認めた場合は、分析機器部門の設備又は機器の修理、講習会の実施等を優先することができる。

(分析機器部門の利用の申請)

第4条 機構外利用者が分析機器部門を利用しようとする場合は、担当職員を通じて所定の申請書を部門長に提出し、部門長の許可を得なければならない。

2 前項により利用の許可を得た機構外利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに担当職員を通じて部門長に届け出た上、あらためて許可を得なければならない。

(機器の利用の予約)

第5条 利用者が機器を利用しようとする場合は、東海国立大学機構設備・機器共用システムのウェブサイト上の機器予約システム（以下「予約システム」という。）から、当該機器の利用予定時間を予約しなければならない。ただし、予約システムに掲載されていない機器については、担当職員に連絡して予約するものとする。

2 機構外利用者が機器を利用しようとする場合は、前条により分析機器部門の利用の許可を得た上で、予約システムで予約するものとする。

- 3 利用の予約は、学部内利用者については4週間前から、それ以外の利用者については2週間前から受け付けるものとする。ただし、部門長が適当と認めた場合には、予約可能期間を変更することができる。
- 4 利用者が予約の取消し又は変更を行うときは、予約システムにより予約時間前までに行わなければならない。ただし、予約システムに掲載されていない機器については、担当職員に連絡して予約の取消し又は変更を行うものとする。
- 5 利用の予約時刻を過ぎても利用者から連絡がない場合は、担当職員は、当該利用の予約を取り消すことができる。

(利用時間)

第6条 利用者は、機器の利用のため、分析機器部門の各研究室（以下「各研究室」という。）を時間内（平日の午前9時から午後5時までをいう。以下同じ。）に利用できるものとする。ただし、学部内利用者及び他学部利用者については、時間外（平日の午後5時から翌日の午前9時まで並びに週休日及び休日をいう。以下同じ。）においても、利用できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部門長は、適当と認めた場合には、岐阜大学利用者及び機構外利用者の時間外の利用並びに時間外に利用できる機器を指定することができる。

(各研究室の入退室)

第7条 学部内利用者又は他学部利用者が各研究室を利用する場合は、あらかじめ利用者申請を行い、各個人の職員証又は学生証を用いて入退室をするものとする。

- 2 岐阜大学利用者及び機構外利用者が研究室を利用する場合は、利用の当日又は事前に担当職員からゲストカードを借り受けて入退室をし、利用終了後は、直ちにゲストカードを担当職員に返却しなければならない。ただし、利用終了時間が時間外の場合は、この限りでない。
- 3 貸与されたゲストカードを他人に貸与してはならない。

(各研究室内の利用方法)

第8条 機器の利用は、原則として、利用者自身で行うものとする。ただし、利用講習の必要な機器を初めて利用する場合及び単独操作に許可の必要な利用者は、事前に担当職員に申し出て、利用の日時を決めた上で予約しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、一部の機器に限り、担当職員が該当機器の操作を受託する場合がある。
- 3 利用者は、利用簿のある機器については、必要事項を必ず記入しなければならない。
- 4 利用者は、機器又は研究室の設備の故障時には、担当職員に速やかに連絡しなければならない。ただし、時間外に故障したときは、必要な処置を施し、利用簿にその状況を記入の上、時間内になり次第、速やかに担当職員に連絡するものとする。
- 5 必要な試薬又は資材は、原則として、利用者各自で用意するものとする。
- 6 病原体感染試料及び臨床材料等、感染の恐れのある試料の持ち込みは、原則として、禁止する。ただし、固定処理等の感染防御措置を施し、当該防御措置の内容について事前に担当職員に申し出て許可を得た場合は、この限りでない。
- 7 利用者は、持ち込んだ試薬、資材及び廃棄物を持ち帰ることを原則とする。
- 8 利用後は、整理整頓し、次の利用者の迷惑にならないようにしなければならない。
- 9 部門長は、岐阜大学利用者及び機構外利用者が利用できる機器並びに研究室の設備及び消

耗品に制限を設けることができる。この場合において、岐阜大学利用者及び機構外利用者は担当職員と事前に相談するものとする。

- 10 利用者は、通常の利用方法と異なる特殊な方法により機器を利用する場合は、部門長の承認を得なければならない。
- 11 時間外利用が初めての者は、事前に担当職員から時間外利用に関する講習を受けなければならない。
- 12 時間外利用者は、利用者の責任において、研究室の消灯、戸締まり等を行わなければならない。
- 13 前各項に定めるもののほか、各研究室内の利用に関し必要な事項は、部門長が別に定める。
(研究結果等の報告)

第9条 機構外利用者は、分析機器部門の機器の利用を終了したときは、速やかに部門長に届け出るとともに、その結果を報告しなければならない。

- 2 利用者は、分析機器部門の機器を利用して行った研究等の成果を論文等により公表する場合は、分析機器部門の機器を利用した旨を明記するとともに、当該論文等の写しを部門長に提出しなければならない。

(利用の停止等)

第10条 利用者が、この内規又はこの内規に基づく定めに違反した場合は、部門長は、一定期間その者の利用を停止するとともに、機構外利用者にあつては、その利用の許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第11条 部門長は、利用者の故意又は過失による損害について、利用者又は利用責任者に損害賠償を請求することができる。

(利用料)

第12条 機器の利用料は、利用者の経理について管理責任を有する者が負担しなければならない。

- 2 利用料の額は、研究科長が別に定める額とする。
- 3 利用者が予約した機器について、予約した利用の開始時刻までに予約の取消しを行わずに利用しなかった場合は、部門長は、利用者又は利用者の責任者に対し、利用料に相当する額を請求することができる。
- 4 学部内利用者及び他学部利用者の利用料（前項の利用料に相当する額を含む。以下同じ。）は、運営費交付金、寄附金、政府補助金等を振り替えるものとする。
- 5 岐阜大学利用者及び機構外利用者の利用料は、本学が交付する納入依頼書により徴収するものとする。
- 6 利用料は、次のとおり集計し、請求するものとする。
 - 一 学部内利用者及び他学部利用者の利用料 1ヶ月毎に利用料を集計し、翌月に利用者又は利用者の属するユニット等に請求する。
 - 二 岐阜大学利用者及び機構外利用者の利用料 1ヶ月毎に集計し、月末又は翌月に当該利用者又はその所属の長に請求する。
 - 三 前2号の規定にかかわらず、部門長が適当と認めた場合は、随時集計し、請求する。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成22年3月11日から施行する
- 2 次の各号に掲げる内規等は、廃止する。
 - 一 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門利用内規（平成18年2月15日制定）
 - 二 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門学外利用者利用細則（平成18年2月15日制定）
 - 三 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門超微形態研究室利用細則（平成18年2月15日制定）
 - 四 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門分子構造解析研究室利用細則（平成18年2月15日制定）
 - 五 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門細胞機能解析研究室利用細則（平成18年2月15日制定）
 - 六 名古屋大学大学院医学系研究科附属医学教育研究支援センター分析機器部門遺伝情報解析研究室利用細則（平成18年2月15日制定）

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年10月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年2月3日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年11月7日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年10月4日から施行し、令和5年4月1日から適用する。